

◆◆◆ 北茨城市からのお知らせ ◆◆◆

令和8年度から固定資産税の全期前納報奨金制度が廃止となります。

これまで早期納税にご協力いただきましたことを深く感謝申し上げますとともに、制度廃止へのご理解と、引き続き、納期限内納付にご協力賜りますようお願い申し上げます。

廃止の主な理由

全期前納報奨金制度（第1期の納期限までに全期分を一括納付された場合に、報奨金が交付される制度）は、戦後の混乱した経済事情の中で、「収税の早期確保」と「納税意欲の向上」を図ることを目的として昭和25年に創設されました。

しかし、

- ① 一括納付をしたくとも全期前納できるだけの資力がない納税者は、制度を利用できず、不公平感があること。
- ② 制度の適用税目が固定資産税のみで公平性に欠けること。
- ③ 創設時に比べ社会・経済情勢は大きく変化し、納税思想の普及などにより、所期の目的がおおむね達成されたこと。

以上の理由から全期前納報奨金制度を廃止することとなりました。

口座振替をご利用されている方へ

| | |
|-----------------------------|--------------------------------|
| ○令和8年度以降も全期前納（一括納付）を希望される方 | 手続は不要です。 |
| ○令和8年度から期別納付（年4回）に変更を希望される方 | 令和8年3月末までに、口座振替依頼書※による変更が必要です。 |

※ 口座振替依頼書は市内の金融機関（筑波銀行、常陽銀行、水戸信用金庫、中央労働金庫茨城県信用組合、常陸農業協同組合、東日本信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行）及び市役所税務課に備え付けてありますので、必要事項を記入の上、口座振替を利用している金融機関に直接提出してください。

お申し込みの際に必要なものは、次のとおりです。

- ① 預金通帳又はキャッシュカード
- ② 預金口座登録印鑑
- ③ 固定資産税納税通知書

問合せ先

北茨城市役所税務課固定資産税係 TEL 0293-43-1111（内線156～159）